

# 労働法最前線

## 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

### 外国人入国に関する新規定

#### 第93回

人事社会保障省、外務省、公安省、文化省が合同で「外国人の入国による短期業務任務完成に関する処理手続き(試行)」(以下、処理手続き)を制定した。処理手続きは2014年11月6日に公布され、15年1月1日から試行される。

#### 1. 背景

中国に入国する外国人の管理体系を改善し備えるため、13年7月1日より「出入国管理法」の実施が始まり、13年9月1日より「外国人出入国管理条例」が施行されました。

しかし施行以来、多くの詳細部分が規定されていないため、しばしば争いが生じ、法規執行部門も依拠とすることができませんでした。これに対し、処理手続きは、外国人が中国に入国滞在する行為をさらに規範化し、執行部門に法規執行依拠を提供しました。

#### 2. 主な変更

現行の「出入国管理法」と「外国人出入国管理条例」に基づき、中国に訪問し関連活動(業務、出張、訪問など)を行う外国人は通常Mビザ(入国し商業貿易活動に従事する外国人に発給)またはFビザ(入国して交流、訪問、視察などの活動に従事する外国人に発給)を取得しなければなりません。

#### (1) 短期業務任務の完成を目的とする

状況	手続き
(一) 中国国内の提携先のためにある種の技術、科学研究、管理、指導などの業務を完成させる	(1) 業務期間が30日を超えない Zビザを取得しなければならない。
(二) 中国国内のスポーツ機構のトレーニング(コーチ、選手を含む)	(2) 業務期間が30日を超えるが90日を超えない Zビザ、居留許可を取得しなければならない。
(三) 映像撮影(広告映像、ドキュメンタリーを含む)	(3) 業務期間が90日を超える Zビザ、就業許可証、居留許可を取得しなければならない。
(四) ファッションショー(モーターショー、コンパニオン、広告撮影などを含む)	
(五) 渉外商業公演に従事する	
(六) 人的資源社会保障部門が認定するその他の状況	

#### (2) 短期業務任務の完成とみなされない

状況	手続き
(一) 購入した設備機器に付属するメンテナンス、設置、調節試験、取外し、指導、研修	滞在日数が90日を超えない外国人はMビザを取得しなければならない。
(二) 中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査	
(三) 中国国内の支社、子会社、代表処に派遣され短期業務を完成させる	
(四) スポーツ大会への参加(選手、コーチ、スポーツドクター、アシスタントなどの関係者を含む)。ただし国際スポーツ組織の要求により、中国主管部門の認可を受け、登録カードをもって大会参加のために入国する場合を除く	
(五) 入国し無報酬に従事または海外機構より報酬を受ける有償ボランティアまたは無償ボランティアに従事する	滞在日数が90日を超えない外国人は、Fビザを取得しなければならない
(六) 人的資源社会保障部門が認定するその他の状況	

#### (3) 1回当たりの入国滞在日数が90日超

状況	手続き
前記(1)の短期業務任務の完成を目的とする各状況	1回当たりの入国滞在日数が90日を超える場合、短期業務任務を完成させるためとみなされ、Zビザを取得し、かつ『外国人の中国における就業管理規定』に基づき関連手続きをする。
前記(2)の短期業務任務の(一)、(二)、(三)、(五)の完成とみなさない各状況	

新しい処理手続きは、これらの状況に対し調整を行い、さらに相応の状況に合致する場合、Zビザ(中国国内で就労を申請する外国人に発給)を取得し、「外国人の中国における就業管理規定」に基づき関連手続きを申請しなければならないと規定しました。

#### 3. 実務での注意事項

処理手続きは、現有の法規をさらに詳細化、明確化するものですが、問題も存在します。

短期業務任務を完成させる目的の上記(一)と、短期任務の完成とみなされない(一)(二)(三)は明確な線引きがされておらず、短期中国出張に訪れた外国人はどのビザを取得すべきか争いが生じる可能性があります。

ただし業務期間が90日を超える場合、いずれも「外国人の中国における就業管理規定」に基づき関連手続きを行う必要があるため、中国出張などに訪れる外国人の滞在日数は90日を超えないようにすべきです。さもなければ、法定手続きがなされていないことにより、公安機関により不法就労として取り締まりを受ける可能性があります。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資およびM&A、企業日常務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)